

## 二 宗門 改め

### (一) キリストの伝来と禁令

**キリストの 伝来と禁令** 天文十八年（一五四九）フランスコ・ザビエルの布教は、日本古来の神社仏閣の排除、封建的な道徳の戒め、一夫一婦制、離婚の禁止、民衆の团结、キリストが最高の神などであった。

このころ、天下統一を目指していた信長は、越前・伊勢長島の一向宗の一揆に見られる民衆の团结した抵抗は天下統一の障害にもなりかねないと判断し、仏寺の勢力を抑制する意図や、西洋文化の伝来や、武器の入手と貿易による利益に対する意欲もあって、宣教師たちを厚遇し、教会を保護した。

そのため、布教活動は急速に広まり、大村純忠・有馬晴信・大友宗麟・高山右近らの大名が入信し、大村・有馬・大友のキリスト大名は伊東マンショらの少年使節をローマに派遣した。このころ、信者の数は一万人にも達したといわれる。

ところが、天正十五年（一五六七）六月十九日、信長のあと天下人となった秀吉は、キリスト教を禁じた。このことは、キリストの教えが、権力者が民衆を支配していくうえで、相反する教えであったからである。また、信仰をもつ大名が、長崎の町の一部を教会へ寄進していることは、土地領有のうえからも、キリスト教が全国統一の大きな障害になると不安を感じたからであった。

しかし、南蛮貿易とともにやってくる宣教師に対しては、貿易によつ

て得る富や、ビードロ（硝子）・カステラ・シャボン（せっけん）など、西洋から伝わる文明を無視することができず、実態は公然と布教活動をしなければ、キリスト教の黙認にとどまっていた。

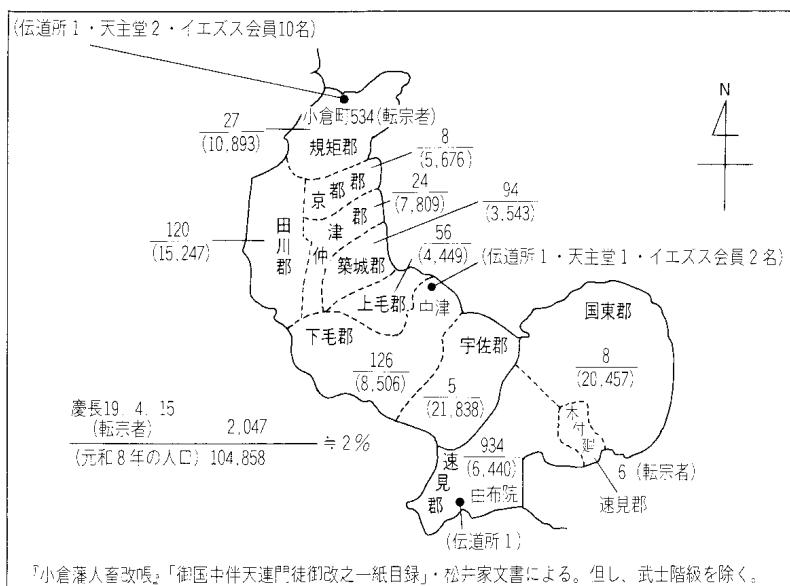
**キリストの 黙認** ところが、文禄二年（一五九三）スペインの宣教認から弾圧へ 師たちが、京・大阪で公然と布教活動を始めた。そのため秀吉は、京都で宣教師や信者二六人を捕らえ見せしめに、京都・伏見・大坂の市中を引き回し、長崎で処刑した。これが日本最初のキリスト教迫害の第一歩で、大殉教であった。

秀吉の死後、江戸幕府が成立した後も、長崎を中心に九州地方では布教が行われていた。幕府は慶長十七年（一六一二）八月、本格的にキリスト教禁令を幕府直轄領に発した。翌十八年十二月には、全国の諸大名にも布告した。

**細川氏のキリシタン取り締まり** 豊前細川領内には、小倉に伝道所一、津にも伝道所一、天主堂二があり、イエズス会員一〇人がいた。中藩主細川忠興は、豊前に入封当初はキリスト教の布教活動に好意的で、そのため、細川氏の家中や領民にはキリスト教が多く、約二二〇〇人を数え、細川領内の人口の約二分の一がキリスト教であったという。ところが、当初キリスト教に好意的であった忠興は、慶長十六年宣教師セスベデスの死を契機に、政治的利害からキリスト教とその宣教師の弾圧者に様変わりした。

慶長十八年に幕府のキリスト教禁令の布告を受けた忠興は、早々に領内のキリスト教を行い、転宗者から、くるす（十字架）・ごえい（御影）・こんだす（数珠）・いまぜ（メダル類）などの信仰の道具を提出させ

第28図 細川領内の教会・宣教師と転宗者



(『大分県史近世篇II』から)

た。この改めで、仲津郡から二四人のキリストンの転宗者があった（第28図参照）。忠興は、キリストンの寺院への転宗を強いたため、多くのキリストンは転宗したが、一方ではキリストンは根強く潜伏していた。

元和四年（一六一八）忠興は、小倉で宣教師オルファネスをはじめ、

六歳の幼児を含め二七人、中津で一三人のキリストンを極刑にしたという（『日本切支丹』）。同五年には、キリストンとして著名な家臣加賀山隼人、同六年には六人のキリストンを小倉の刑場で処刑した。

忠興は、元和六年隠居して中津へ移ったが、キリストン取り締まりは家督を相続した忠利へ引き継がれた。寛永八年（一六三一）十一月十九日付の三斎（忠興が隠居して三斎と改名）から忠利へあてた返書に「其元にキリストン御せんざく（中略）一度伴天連もんとに成申し候ものころび申す事百人の内一両人ならではこれ無きものにて候、其方家中には一切同類これ無き由、めでたく候事」（『熊本県史近世』）と、細川家中からはキリストンは絶えた。しかし、庶民のキリストン信仰は根強く、転宗する者は「キリストン一〇〇人の内一人か二人」であるという。厳しいキリストン弾圧にもかかわらず、細川領内にはまだ多くの潜伏キリストンがいることを三斎は示唆している。

## （二）宗門改役の設置

### キリストン

寛永十四年（一六三七）島原・天草の農民三万七〇〇

### 摘発の徹底

○余人が、領主の苛政に反対して、減税と信仰の自由を要求して立ち上がり、島原の原城に楯籠つた。一揆の農民の多くがキリストンであったことから、幕府はこの一揆を「キリストン一揆」と決めつけた。一揆は翌年二月二十八日に終息したが、幕府のキリストン取り締まりはこれを契機に一層徹底していった。

寛永十七年、幕府直轄領に宗門改役を設置して、キリストンには転宗を強制し、従わない信者には死罪を科し、キリストンの摘発と弾圧を強化した。寛文四年（一六六四）には私領（大名領）にも宗門改役の設置

と、毎年強制的に一五歳以上六〇歳までの男子の宗門改めを実施するところを命じた。

### 宗門改めの強化

幕府は、キリスト教の中心地である九州地方の諸藩に、キリスト教のためのキリスト像やマリア像を踏ませる「絵踏み制度」を設けて、すべての住民を檀那寺の統制下に置く「寺請制度」を設けた。

宗門改めは、元来キリスト教の洗礼を趣旨とするもので、宗門改めの初期は、キリスト教排除的色彩の濃厚な改めであった。キリスト教はその子孫の「男生の方は、本人より七世の孫まで類族にて、八代目より素人になる。女生の方は、曾孫まで四代にて類族切れ、五代目より素人になる」（『地方凡例録』）と、キリスト教の取り締まりを強化した。

しかし、類族も減退する元禄（一六八八—一七〇三）ころからは、宗門改めは住民支配の幕藩体制の要となつて、支配体制の人民統制の中心をなす制度へと変化していった。

### 小倉藩の宗門改め

人民統制の制度に変化した宗門改めは、小倉藩では毎年家中から百姓に至るまで、一五歳以上六〇歳までのすべての男子に実施していた。

小倉藩は像のあるを幸に、誓証文や血判のことき面倒くさき手数を省き、毎年三月、藩士ならびに城下小倉町を始めとし、企教郡は三月三日、大里町西生寺に宗旨奉行はキリスト教の像を護り出張す。郡方役人・筋奉行・代官・山奉行・大庄屋・各奉行手代・子供役・村役人・庄屋・方頭・各宗寺院の住職僧侶が出席立会し、十五歳以上六十歳までの男子は、受け持ち村の庄屋の呼び出しに応じ、前に進み、土中に伏せた像の上に両足を揃え立つて、向こうへ通過す。宗旨奉行は手代に命じ、庄屋の呼び出した人名を宗旨帳と照合

し、なお、檀那寺の住職に捺印なさしむ、こうして宗旨奉行は領内を巡回し、一郡一か所既定の場所において、宗門改め像踏みを執行するのが藩の規定なり。

（『小倉藩政時状記』）

また、家中の宗門改めは、大隆寺・宗玄寺・峯高寺の三か寺が順番であつたが、正徳五年（一七一五）から三か寺の順番制を廃して、長福寺を定め場所とした。のちに、享保六年（一七二二）からは、定め場所を会所で行うことになった（『福岡県史』）。

『鶴之真似』（『小倉市誌補遺』）には、在方（農村）、町人は「郡代役宅にてありし由、遠郡百姓は三、四日もかかり候に付、宗旨奉行が廻郡してその郡にて改むるようになった。町人は町奉行宅にてある由、今は寺にて改めあり」と、小倉藩の宗門改めを記している。

巡見使答書に  
見る宗門改め

天保九年（一八三八）「御巡見方御尋之節御答覺書」（文書）の巡見使の質問に答えるために作成された答

書の宗門改めの条には、次のように小倉藩の宗門改めを記している。

毎年一度ずつ郡中の男女残らず帳面に仕立、郡奉行並びに手代・大庄屋・小庄屋出会い、宗門奉行・横目衆郡々へ申し請け、檀那寺ことごとく罷出、右の帳面を以つて男の分は一人ずつ罷出判を居、切支丹の像を踏み申し候、（中略）そのほか大庄屋もとへ村々の者召集、御公義様よりの切支丹御法度の趣申し聞かせ、書物判形仕宗門奉行へ誓文毎月廿九日限り差し出し申し候、また、若き者、老人共に残らず像を踏み候やと御尋なられ候はば、拾五歳以下または歩行困難の者は御赦免なられ候と申し上ぐべき事

宗旨奉行の廻郡

宗門改め役人の一行は、宗旨奉行・中目付・中役（役所・添役・宗旨手代）・下目付・郡目付そのほか手付など、一七人前後の役人が小倉領六郡を廻郡して、宗門改め像踏み

に立ち会つた。改めは一郡一か所で行われ、午前一〇時ごろから午後二時過ぎごるまで一日で済ませた。

寛政九年（一七九七）の宗門改めの一行為は、宗旨奉行広木勘左衛門、中目付三沢嘉兵衛、役所山下二左衛門、添役茂田半蔵、宗旨手代内村九兵衛・原田種藏、下目付白根孫左衛門、大前才右衛門など一四人で廻郡している。

安政元年（一八五四）家老島村志津摩と郡代河野四郎の諸事改革に際し、大庄屋は出費節減の目的で、宗門改めを三年に一度に改めるよう意見具申をしたが、実現しなかつた。しかし、翌二年からは、形式化した宗門改めは、領民の簡略化の要望もあつて、宗旨奉行・中目付の廻郡はやめ、宗旨手代・下目付・郡目付だけの立ち会いとなつた。

慶応四年（一八六八）三月には藩政改革が行われて、郡代・寺社奉行・代官・宗旨方手代など、六〇の職種を廃止したのに伴つて、宗旨方役人・同手代・同手代加勢・下目付など六人で廻郡した。明治四年（一八七一）には、社寺掛・同付属・監察課付属・民事課中卒など、五人の小規模な改めになつた。

**宗門改めの時期** 宗門改めの時期は、農繁期を避けて原則的には農閑期の三月に実施している。しかし、社会事情も

あって、文化九年（一八一二）の廻郡は豊前・豊後の百姓一揆の影響で、三月四日からの予定が七月二十四日から始まつてゐる。また、明治元年は、小倉変動の動乱後で十二月に廻郡の年もあつた。

宗門改め役人の賄いは、宗旨奉行・中目付・下目付・郡目付とも昼食一四〇目、宿泊一六〇目、休泊二八〇目と定められてゐる。宿泊の賄いは、宗旨奉行・中目付・宗旨手代・下目付・郡目付とともに一汁一菜で、

吸物一、肴一種と酒、供番以下は一汁一菜、肴一種と酒の規定をしてい

る（「長井手永大庄屋日記」）。

**仲津郡の宗門** 一郡一か所で行われていた宗門改めは、「国作大庄門御改め国分寺にて相済」とあり、仲津郡の宗門改めは国分寺（現豊津町）で実施していたことが判明する。

その後、文政二年（一八一九）二月二十五日付で、筋奉行井上与三左衛門から大庄屋・子供役中あてに「仲津郡御改めは、当春より以来は大橋村（現行橋市）ばかりにて御改め受け申すべく候、国分村は諸事夫遣多く、その上出来入目も多に付、もつて大橋にいたし候、この旨左様相心得らるべく候」（「長井手永大庄屋日記」）と記録されている。仲津郡の宗門改めの場所がこの年から国分寺から、大橋村の禪興寺に変更された。

しかし、宗門改めには多額の出費と、大橋の禪興寺は内陸部から遠く隔てて不便なことから、仲津郡の大庄屋が連名で、禪興寺と国分寺の隔年ごとの実施を申し入れた。これによつて天保十四年（一八四三）は国分寺で行われ、翌年は禪興寺で行うことになり、以後、国分寺と禪興寺で隔年ごとに実施されることになった（「長井手永大庄屋日記」）。

**宗門月改め**

年一度の宗旨奉行立ち会いの宗門改めのほかに、毎月村ごとに宗門改めを行う義務を課せられていた。宗門月改めは形式的なもので、その目的は住民を支配していくための統制の場であった。庄屋は毎月村民を集めて、幕府や藩からの法令の順守、布告の伝達、治安などを末端の百姓に読み聞かせて、その周知徹底を図るのが重要な目的であつた。

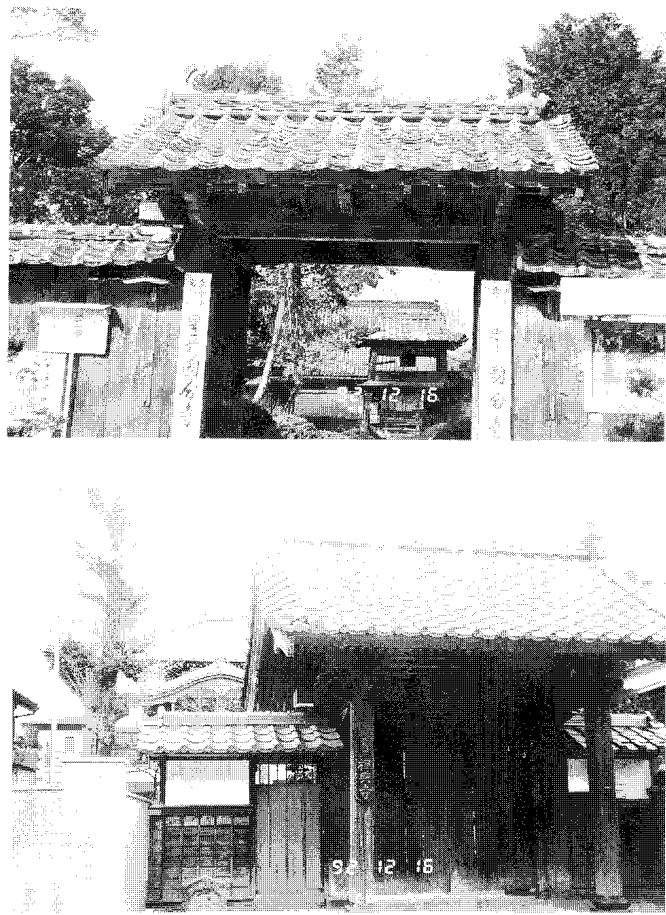
一、仲津御郡中において、切支丹宗門御穿鑿の儀、最前御帳面の通り毎月懈怠無く堅く相守り、本百姓面々一家王々の儀は申し上げるにおよばず、召仕候下人、名子百姓の者ども迄ことごとく吟味仕、寺手形見届付に仕置候事  
一、御穿鑿至極の上にても、切支丹宗門御座候はば、承り届次第即時に申し上ぐべき候事

## 差し上げ申す宗門改めの事

した。証文は筋奉行から宗旨奉行へ提出された。

## 幕末のキリシタン検挙事件

江戸時代のキリシタン弾圧の中で、ひそかに信仰を続けていた浦上村（現長崎市）の潜伏キリシタンは、その信仰を疑われ、検挙される事件が四回あった。寛政二年（一七九〇）の二回目、天保十三年（一八四二）の二回目、安政三年（一八五六年）の三回目、慶応元年（一八六五年）の四回目、この検挙事件を浦上崩と



隔年ごとに宗門改めの行われた国分寺（豊津町 上）と禅興寺（行橋市 下）

一、他所より来る者、当御郡中居住仕候はもつとも御徒の通り相達し申すべき候、たとえ暫く滞留せしめ候とも、宗門相改相違無き様に仕るべき候、  
付り、死人ある時は取置候次第、もし宗旨相違の族御座候はば申し上ぐべき事  
右の条々相守り堅く吟味仕り候、御穿鑿渋さず段々附心の前に御座候間、一切自他ともに宗門の儀においては、いささか油断仕り間じく候、万一相違の儀あるにおいては、判形の者ども急度曲事仰せ付けさせらるべき候、後日のため仍て証文如件

文化四年卯七月廿九日

節丸 弥八郎

国作宗右衛門

平嶋 円 蔵

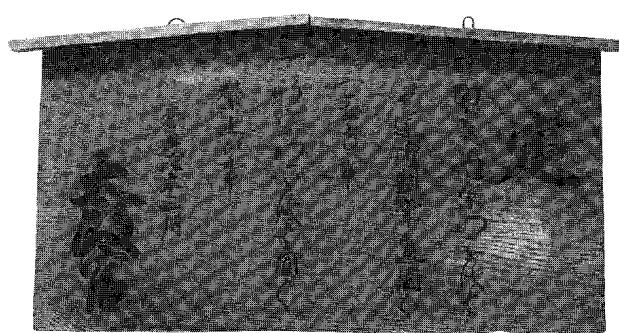
長井甚左衛門

元永七左衛門  
〔長井手永大庄  
屋日記〕

井上与三左衛門様

（長井手永大庄  
屋日記）

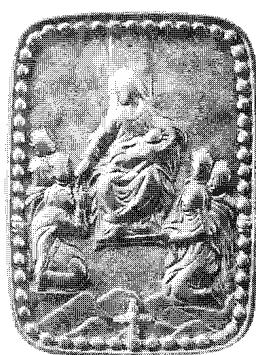
いっただ。中でも浦上四番崩は浦上村一村總流罪となつた。五島（現長崎県）でも検挙事件があり五島崩といつた。検挙されたキリスト教徒およそ四〇〇〇人は、明治元年（一八六八）から同二年にかけて、西日本の三四藩に配流された。



キリスト教の高札（慶応4年）（永沼昌弘氏所蔵）

「長井手永大庄屋日記」（文書）慶応四年（明治元年）五月の条に、キリスト教の高札事件の配流が決定、配流先でキリスト教徒の教説、取り扱いなどを記し、「小——五拾人」と書いてある。五〇人は小倉藩が預かったキリスト教徒の人数と思われる。翌明治二年十二月十八日には、長崎県から「この度切支丹宗徒御处分仰せ出され、当県支配浦上村の者ども藩々へ差し送り申し候」と、香春藩にも通達が来ている。香春藩へ送られてきたと思われる五〇人のキリスト教徒の追跡は、現時点では確認できない。

新政府は、こうしたキリスト教徒の復興を仏教の力で抑えようとした。明治元年十月、京都本山学林にいた中津領長久寺（現中津市）の性叡は、教説講義を新政府から命じられて全国を巡回した。香春藩では一郡一か寺で教説講義を、仲津郡では大橋村淨蓮寺で教説講義を行った。しかし、外国からのキリスト教徒は、明治元年（一八六八）から同二年にかけて、西日本の三四藩に配流された。



踏絵（マリア像）  
（『切支丹史料集』より）

踏絵には、身分によつて上踏みと下踏みがあつて、そ

### 踏絵の始まり

寛永六年（一六二九）ごろから、長崎でキリスト教徒を踏ませ、その態度や顔色を見て信者が否かを判別していたキリスト教徒を発の方法を制度化したのが踏絵制度である。この踏絵制度は、江戸切支丹屋敷や九州地方で行われ、これが宗門改めの中に組み入れられて、宗門改めと踏絵は密接な関係を持つに至つた。

踏絵の当初は、信者から没収した「ござえい」や「こんたす」だつたりしたが、幕府は寛文九年（一六六九）長崎の鉄物師祐佐に命じて作らせたと伝えられる真鍮製の絵像を「踏絵」といった。これを長崎奉行が二〇枚保管し、諸藩に貸し出した。

### 小倉藩の踏絵

小倉藩の踏絵は、藩で所有する踏絵を使用している。一つは島原の乱に出陣したとき持ち帰ったものと、一つは小倉城下町の藪の中から掘り出されたと伝えられるものと二つになった。明治元年十月、京都本山

門改めの一役がこの踏絵を持って廻郷した。宗門改めの踏絵を小倉藩では、像踏みと呼んでいる。

寛永六年（一六二九）ごろから、長崎でキリスト教徒を踏ませ、その態度や顔色を見て信者が否かを判別していたキリスト教徒を発の方法を制度化したのが踏絵制度である。この踏絵制度は、江戸切支丹屋敷や九州地方で行われ、これが宗門改めの中に組み入れられて、宗門改めと踏絵は密接な関係を持つに至つた。

### （三）絵踏み制度

寛永六年（一六二九）ごろから、長崎でキリスト教徒を踏ませ、その態度や顔色を見て信者が否かを判別していたキリスト教徒を発の方法を制度化したのが踏絵制度である。この踏絵制度は、江戸切支丹屋敷や九州地方で行われ、これが宗門改めの中に組み入れられて、宗門改めと踏絵は密接な関係を持つに至つた。

れぞれに踏み順が定められていた。上踏みは大庄屋・格式大庄屋・大庄屋格・子供役など、下踏みは庄屋・方頭・組頭・平百姓などで、踏み順もこの順で踏んだ。

文久元年（一八六一）の宗門改めから大庄屋を初め、上踏みの者は縁側で像踏みを行うことになり、下踏みの百姓の像踏み場には、雨覆いの上家を掛けた踏むことになった。

慶応二年（一八六六）の宗門改め像踏み順は、大庄屋・大庄屋代勤・大庄屋見習・子供役・子供役代勤・子供役加勢・子供役見習・勘定方と踏んだ。格式とは違った順となつたが、これは宗門改め当日の御用や世話があつて、先に済ませるために改定されたものであった。次に格式大庄屋・大庄屋格・格式子供役・撫育方・吟味役・開作掛・百人夫方・同代勤・人馬方・押方・郷筒世話方・子供役格・帶刀御免の者・口屋番の順で、ここまでが上踏みである。続いて下踏みは農兵・郡医・御手当・郷筒・准農兵・平百姓などが順に踏んで改めを行つた（「長井手永大庄」）。

抜け踏みの制　宗門改めの絵踏み制度は、格好の年貢徴収対策として利用された。安政二年（一八五五）十一月「早皆済（早期完納）」の者御賞め方は、宗門御改めの節抜け踏み（踏絵の免除）に仰せ付けられ候段御治定（「北九州部落解放史資料七・中村平左衛門日記」）と、早皆済の者の踏絵の免除制度を設けて、年貢の早期完納を奨励する手段に絵踏み制度を利用了。

抜け踏みの制度によつて、翌三年の宗門改めには、長井手永から次の者たちが踏絵を免除された。

絵像抜踏

長井手永

花熊村	嘉八・卯三郎・岩吉・利平／四人
谷口村	勘兵衛・子治八
大坂村	和平・貞助・七兵衛・元助・弥四郎・利三郎／六人
崎山村	与平次・惣平・和七・与七・才右衛門／四人
八ツ瀧村	
古川村	
久富村	
続命院村	
四郎右衛門	
庄次郎	

古川村  
久富村  
続命院村  
四郎右衛門  
庄次郎

作蔵

右廿三人早皆済いたし候者	
鎌畠村	惣助・又兵衛・源六・治八・庄五郎・其兵衛・義兵衛・浅右衛門・両平・助介・又左衛門・勇平・伝兵衛・両右衛門・又三郎・喜左衛門・治右衛門・安右衛門・甚吉・伝蔵・式拾人
合四拾三人	

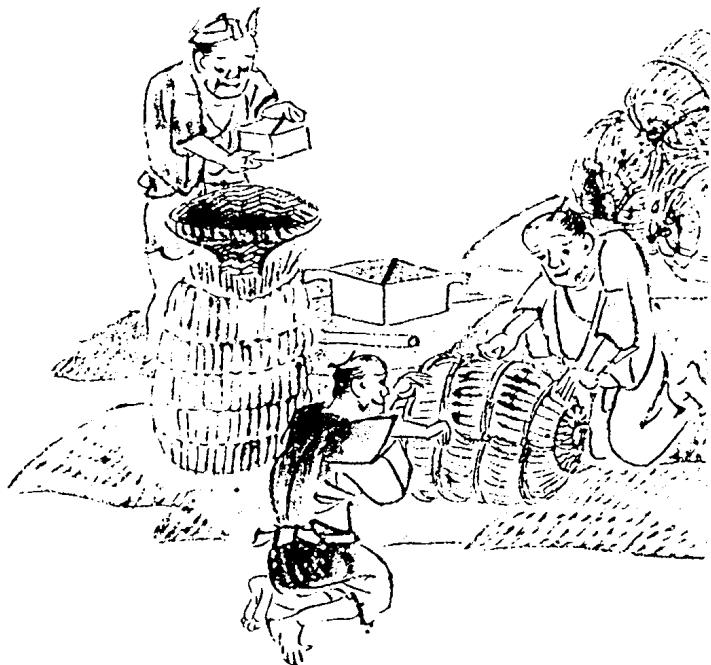
以上

（安政三年）  
（「長井手永大庄」）

（「長井手永大庄」）

早期完納二三人と、鎌畠村の二〇人は美俵で五〇俵納めた褒賞として、抜け踏みを許された。鎌畠村の褒賞は「美俵人當村方吟味いたし候へども分かりかね候間、御蔵所聞き合わせ候ところ分からず、さりながら当村は村中いづれも美俵の段申し参り候に付、村中人別抜け踏み申し達し候」（「長井手永大庄」）と、村中全員が美俵で納めた褒賞で、全員の踏絵免除であった。

鎌畠村は、以前から年貢米仕立てには格別に念を入れて納めていた。寛政七年（一七九五）三月には又兵衛・善兵衛・吉兵衛・和平が年貢米の仕立てが格別によく、また早皆済（早く完納）を賞されているなど、たびたび賞されている（「豊津高校所蔵」）。



鎧畠村中は、年貢米の美儀完納を賞されて踏絵免除となった（「孝義旗表錄略伝」豊津高校所蔵）

めの当日は、御場所御用方世話など御座候に付、像踏み先に仕舞候様」また上踏みの分、下踏みの分と踏絵順が記され、踏絵が行われたことを記してある。翌三年の「長井手永大庄屋日記」、「友枝手永大庄屋日記」（文書）には、この年の宗門改めの記述は無く、前年の小倉変動でこの年は踏絵は無かつたものと思われる。翌明治元年は、十二月五日から宗門改めの廻郡をしたが、「仏像（踏絵）無きに付、寺帳へ調印致させ見届候」（「長井手永大庄」）と踏絵の無いことを通達している。

このように、小倉藩の絵踏み制度の廃止は慶応二年の実施が最後で、藩所有の「踏絵」が、同年の小倉変動で焼失したのを契機に以後廃止された。幕府は既に安政五年に廃止しており、隣藩の中津藩も万延元年（一八六〇）に廃止していた。小倉藩の廃止は幕府の絵踏み制度廃止から遅れること九年にして廃止された。

#### 四 寺 請 制 度

##### 寺請制度の創設

宗門改めに付帯して、制度化されたものの一つに「寺請制度」がある。寛文十年（一六七〇）幕府は宗門改めに際し、宗門人別改帳の作成を指示した。宗門改めに当たつて、各人の宗旨を調査するために、庄屋が村民の名前を書き上げて作成する宗門改帳である。

住民はキリストンでない証明のために、必ずどこかの寺の門徒になることを義務づけた。寺では宗門改帳に認印をして、檀家であることを証明した。これが寺請制度である。はじめはキリストン対策として行われたものであったが、のち一般化し、婚姻、旅行、奉公人の雇い入れなど

また、踏絵の義務付けられていない女性の場合は、「皆見村なみ儀右同断に付、酒料銀一両差し遣候」と、銀一両の褒賞をしている。

**小倉藩の踏絵の廃止** 幕府は、絵踏み制度を安政五年（一八五八）正月から

廢止したが、小倉藩ではその後も続けられた。小倉藩の絵踏み制度の廃止は「長井手永大庄屋日記」（文書）慶応二年三月の記事に「宗門御改像踏順」が記され、村役人の名前の後に「右は宗門御改

めの際の、一種の身分証明書の役割を果たすようになった。

**宗門改寺請状**　宗門改寺請状は、単に寺請状とも言つた。各人はキリシタンでない証明を受けるために、毎年檀那寺へ

年賀の仏参に行って証明書をもらわなければならなかつた。嘉永四年（一八五二）二月、宗門改めについて郡方の触れに「正月中檀那寺へ年賀として仏參致すべき事、その節檀那寺より宗旨証拠をその檀家々々へ相渡候に付受取、庄屋へ相納申すべき事」（「長井手永大庄」屋日記）とあり、庄屋が各人からその証明を受け取つて寺請状を作成した。

寺請状は一般的には家長を中心に、家族名、年齢、続柄、檀那寺などが書き込まれた。その前書きにはキリシタンの禁制、帳面に記載の者はキリシタンでない証明に各檀那寺が署名、印形して庄屋から大庄屋・筋奉行を経て宗旨奉行へ提出された。

安永六年（一七七七）幕府の布告によつて、身分とその宗旨を分けて提出することになつた。作成の帳面は本百姓帳・行歩不叶帳・奉公人帳・死人帳・社人盲僧帳・寺寄帳・両役（大庄屋・子供役）踏帳・名子帳などで、宗旨、身分の細分化したものであつた。

#### 宗門改人別帳

各人の宗旨を調査する宗門改めを施行するために、每年正月に庄屋が村民の生死異動による現在人数を帳面に書き上げて作成した。これが「宗門改帳」である。一方、宗門改帳に類似した「人別帳」がある。人別帳は、支配者が領内の実情を正確に掌握するために、戸口の実態を把握し、それによつて貢租、諸役賦課、夫役動員のための基本的な台帳である。

このように、宗門改帳と人別帳はその目的、性格の全く異なる帳簿であるが、住民の戸口人別を町村ごとに作成する点では共通していた。このようなことから、宗門改帳と人別帳は自然に兼用したり、混用されて

「宗門改人別帳」として一体化されていった。

**宗門改人別帳**　享保六年（一七二二）將軍吉宗は、全国一斉に人別の戸籍簿化（人口）調査を命じた。第二回を同十一年に実施してからは、以後、子年と午年の六年ごとに定期的に全国の人口調査が行われた。全国人口調査は、享保十一年から文久四年（一八六四）まで一三八年間、世界に類のない正確な人口調査が続いた。

宗門改めの人別改めは毎年実施され、人口調査のための改めは六年に一度実施された。

宗門改人別帳は、宗旨改め本来の目的のキリシタンが表面から消えて人口調査が行われるようになってからは、人別改め的な性格が顕著になつた。そして実質は宗門改人別帳の戸籍簿化であつた。

#### 宗門改人別帳か

このように、宗門改人別帳は社会の変転とともにら壬申戸籍へに、変質が見られ、戸籍簿化して人の生死（出生・死亡）、人の出入り（養子縁組・結婚・奉公・勘当・出奔）など、一切の戸籍上の異動が、宗門改めの実施によつて毎年定期的に継続されて、それが百数十年に及んで、戸籍簿の性格を持つに至つた。

檀家であることを証明する寺請制度は、明治四年（一八七二）十月に廃止されたが、明治五年二月から戸籍法が実施されると、戸籍簿化した宗門改人別帳は、この年の干支である壬申にちなんで呼称される壬申戸籍へと受け継がれていった。